

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

男性の子育て目的休暇(妻の出産休暇及び男性職員の育児参加休暇)の取得

- 令和2年度までに、男性の子育て目的の休暇取得率を100%とします。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性の子育て目的 休暇取得率	66.3%	96.9%	100%	100%	100%

【主な取組】

- ◇ 子育て目的の休暇等に関する資料を示し、制度の周知に努めました。
- ◇ 職員が希望する時期に、休暇を取得できる環境づくりに努めました。
- ◇ 制度を改正し、男性職員の育児参加休暇取得期間を出産日後16週間目までに拡大しました。

育児休業の取得

- 令和2年度までに、男性職員の育児休業取得率を5%以上とします。
- 女性職員の育児休業取得率100%を維持します。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性	0%	1.0%	0.9%	5.5%	8.7%
女性	100%	100%	100%	100%	100%

【主な取組】

- ◇ コミュニケーションシートを活用し、本人の事情に配慮した育児休業の取得を推進しました。
- ◇ 育児参加週間、育児参加研修会など、育児休業等の取得促進に向け取り組みました。

年次休暇の取得

- 令和2年までに、職員一人当たりの取得日数を10日以上とします。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
一人当たりの 平均取得日数	7.0日	11.1日	12.2日	11.6日	12.6日

【主な取組】

- ◇ 夏季(6月~9月)や年末年始の休暇取得を推奨しました。
- ◇ 結婚記念日や家族記念日、子供の学校行事等における休暇取得を推奨しました。
- ◇ GWや年末年始等の連休中は、その前後の期間を含み、公式行事、定例会議を抑制し、実施時期に配慮しました。

女性警察官比率

- 令和2年4月1日までに、女性警察官比率を10%とします。

	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日
女性警察官比率	8.5%	8.9%	9.4%	10.1%	10.5%

【主な取組】

- ◇ 女性用仮眠室、女性専用トイレ等を計画的に整備しました。
- ◇ 動画投稿サイトに女性警察官の活動を紹介する動画を掲載するなど受験者層の拡大に取り組みました。

富山県警察では、令和3年3月に「富山県警察職員のワークライフバランス等推進計画」を策定しました。下記の目標の達成に向け、各種取組を推進していきます。(令和8年まで)

年次休暇の取得	13日以上	育児休業の取得	男性 13%以上	女性警察官比率	12%程度
			女性 100%維持		